

週20時間未満就労モデル事業 企業説明会

事業実施者：福岡県就労支援協同組合

福岡県就労支援協同組合とは

**日本初の就労支援協同組合
就労支援団体の相互連携をお手伝いすることで
情報共有や疑問の解消をサポートしています**



【設 立】 平成 31 年 3 月

【加盟事業所】 現在 5 0 社加盟

【代表理事】 中村 信二

【代表兼職】 株式会社日本学術講師会（代表取締役）、株式会社ガクジュツ（代表取締役）

学校法人松陰高等学校 福岡天神校（代表）一般社団法人学術の森（代表）

合同会社HLサポート（障がい者就労支援事業所）（代表社員）

【住 所】 福岡市中央区大名 2 - 9 - 2 9 第2プリンスビル 1 0 0 8 号

【許 可 番 号】 ㊿ 中小第 1 9 4 号

福岡県就労支援協同組合とは

活動実績

- ・ 福岡県障がいのある人のための就職合同会社説明会
- ・ 在宅勤務雇用を推進するテレワークセミナー
- ・ 福岡県障がいのある人のためのWEB合同会社説明会
- ・ 障がい者の方のための就労スキルアップWEBセミナー など

現在の活動

- ・ 月に1回の理事会、定例会の実施
- ・ 工賃向上支援センター事業
- ・ JT日本たばこ産業のSDGs事業
- ・ ときめきショップ運営事業 など



週20時間未満就労モデル事業とは

概要	<p>様々な働きづらさを抱える方の働く場の創出</p> <ul style="list-style-type: none">・ 週20時間未満の短時間労働可能な企業の開拓・ マッチング・ 就労後のサポート <p>短時間就労の有効性を実証・確認する。令和4年度～5年度</p>
実施地域	飯塚市・大牟田市（その近隣市町）
対象企業	飯塚市・大牟田市に本社、営業支店がある企業
対象となる方	家庭の事情や健康上の理由で、「長い時間働けない」・「苦手な仕事がある」など働きづらさを抱えている方

働きづらさを抱える方とは

(例) 長い時間働くことができない方

「週20時間以上」の勤務が困難な方

- ・ 病気やケガの影響で、疲れやすい方
- ・ 定期的に通院が必要な方



苦手な仕事がある方

苦手な業務が含まれていた場合、就労が難しくなる方

- ・ 直接会話するのが苦手な方
- ・ 身体を使った業務が難しい方 等



週20時間未満雇用のメリット①

● 支援にかかる費用は0円

- ・ 短時間業務の切り出し、求職者への求人情報の提供、採用・定着支援が無料で利用できる。

● 新たな求職者層から採用候補者を探せる。

- ・ モデル事業を利用することで「短時間であれば働ける」「一部の配慮があれば働ける」といった方を探すことができる。

週20時間未満雇用のメリット②

●企業・求職者にとってハードルが低い。

- ・雇用形態としては、パート・アルバイトと同じ条件。
- ・労災保険のみの加入。健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の加入は必要ない。

(企業)

- ・短時間から雇用することで、ミスマッチの場合の影響が少ない。

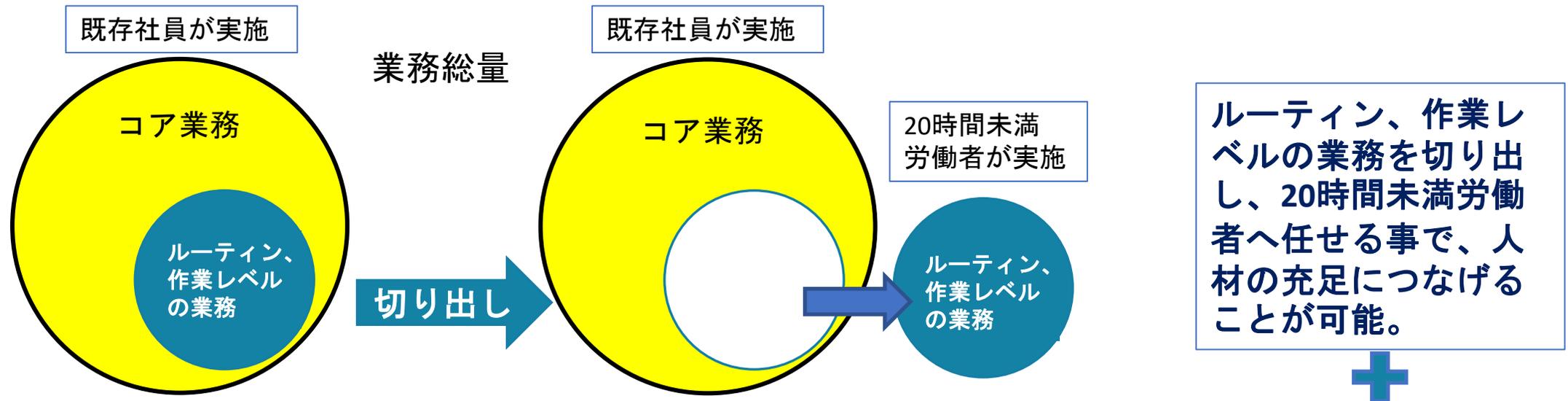
(求職者)

- ・心身の負担が少ない働き方になることで、働く前の不安が軽減される。

20時間未満雇用で見込める効果①

① 人手不足の解消

労働力人口は減少しており、「良い人を待つ」だけでは人手不足の解消ができない。



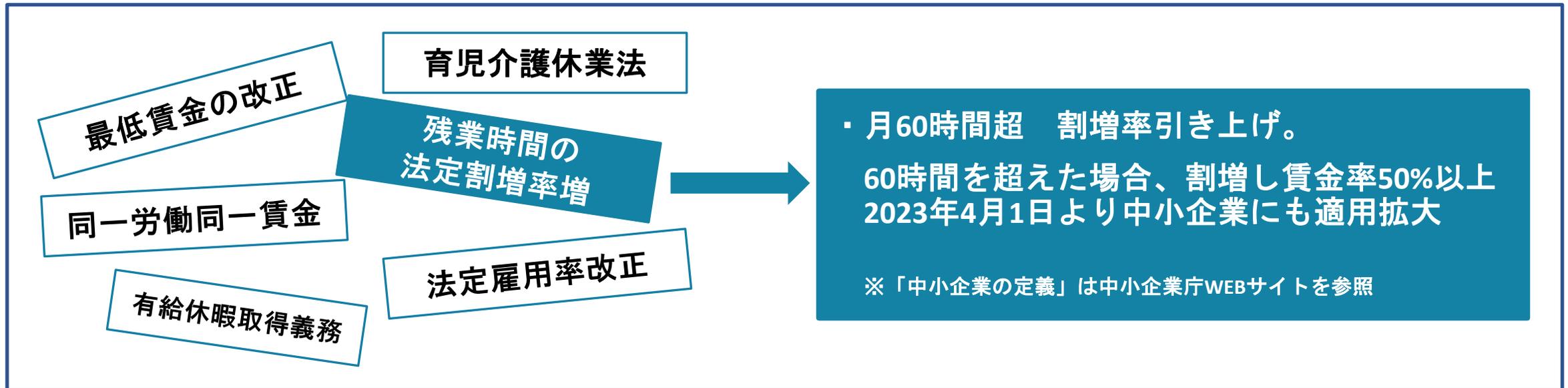
その他

- ひっ迫した人材不足への対応
- 既存社員の本来の業務への集中
- 本来の業務に集中による、既存社員のスキルアップ
- 既存社員の残業軽減
- 納期への迅速な対応

20時間未満雇用で見込める効果②

② 既存社員の負荷軽減

企業の残業抑制、並びに残業への対応を厳格化した法律改正がなされており、既存社員が残業抑制することで、既存社員の負荷が高まる可能性がある



20時間未満労働者へ任せる事で、既存社員の負荷軽減につなげることが可能。

特定短時間労働者の雇用率算定に関して

※【2024年4月1日から措置予定】

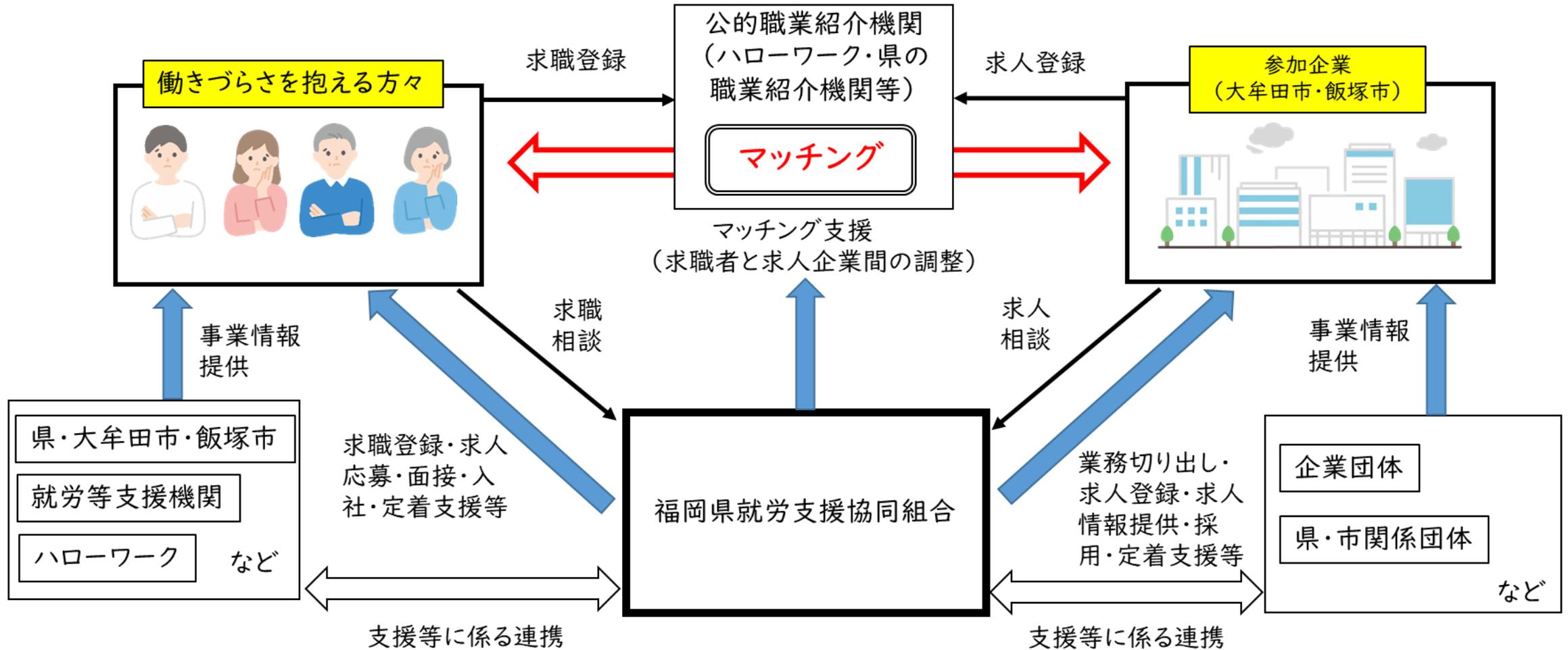
- 雇用率の算定の対象となる、特定短時間労働者の労働時間について**10時間以上20時間未満**とする。
- 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者のカウントについて、**1人をもって0.5人**とする。
- なお、算定対象となる特定短時間労働者から、就労継続支援A型の利用者は、除く取扱いとする。

雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

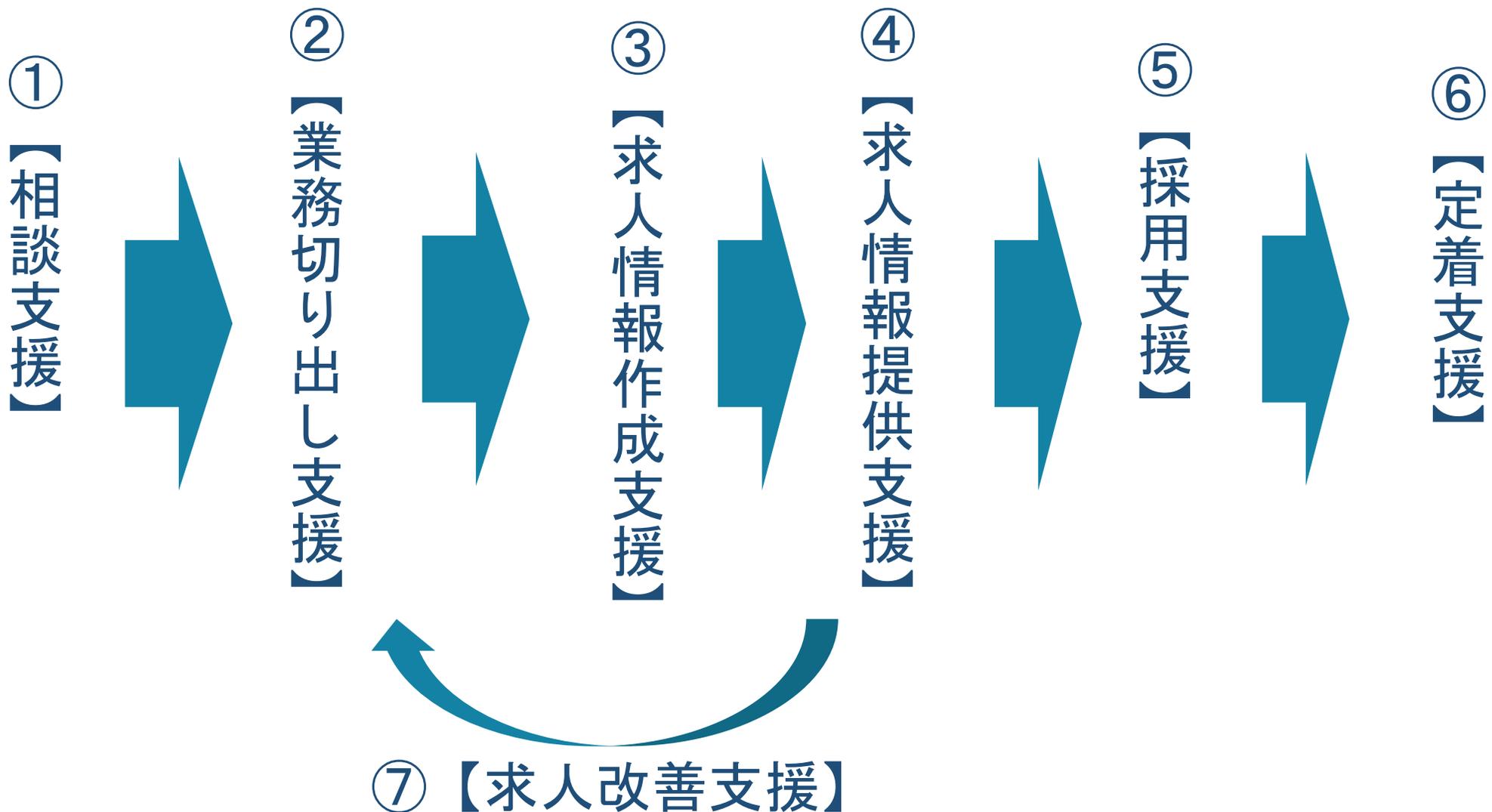
週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※ 0.5ではなく1とカウントする措置は、当分の間延長されている。

週20時間未満就労モデル 支援体制



企業への支援



①相談支援

- ・企業に対面またはオンラインで内容の聞き取りを行い、問題点の整理を実施
- ・短時間雇用により解決の可能性がある場合は、モデル事業の利用を提案
- ・企業が抱える課題を確認(なぜ課題が発生しているのか)

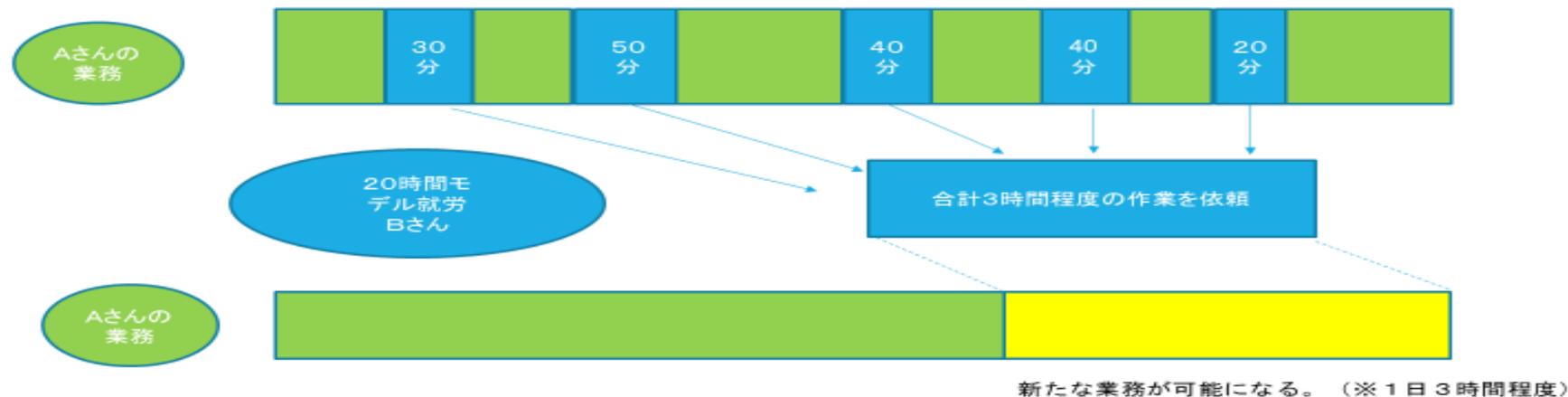
②業務切り出し支援

- ・事業の利用を決定した企業に対面またはオンラインで業務の詳細を聞き取り、分解することで、新規雇用により困りごとが解決する業務を切り出し

週20時間モデル事業の作業分担

(求職者 切り出し業務 例)

仕事の切り出しによって短時間での業務の作業設定を行い「補助作業」や「既存スタッフでは手の届きにくい作業」を行って頂くことで、人手不足解消や企業価値向上に繋げていく。



③求人情報作成支援

・切り出した業務及び企業が希望する採用条件から求人票を作成

・仕事カタログの作成

福岡県就労支援協同組合

【今回の求人】
①施設内清掃
②書類作成補助

●どんな職場？

就労支援団体の相互連携をお手伝いすることで情報共有や疑問の解消をサポートしています。福岡市薬院駅でも、就労支援施設で作業される方が作成された商品を販売するショップを運営しており、いろいろなことを経験できる職場です。



●職場の雰囲気

【最年少スタッフAさん(28)にインタビューをしました】

- ・働きやすさはいかがですか？
 - いろいろな働き方があり、自分に合った働き方が出来て働きやすいです。
- ・具体的にどの辺が働きやすいですか？
 - 理事が話をしっかりと聞いてくれる事と、話し合いの場をしっかりと設けてくれる事です。分からない事があれば教えてくれるし、しっかりとアドバイスを貰えます。
- ・一方的でない所が良いですね
 - かなり寄り添っていただいていると思います。



●ここが自慢！

幅広い年齢層の方が勤務されており、一人ひとりに合わせた仕事を行える職場です。
仕事に必要な資格やスキルも学びながら働くことが出来ます。

※上記の仕事カタログは令和4年度の資料になります。

④求人情報提供支援

- ・広く、求職者に対して求人内容を説明する機会を提供
- ・一部の企業に関しては、企業に代わって、当協同組合が職場の雰囲気や環境などを説明

⑤採用支援

- ・雇用を希望の方が企業を希望された際に、体調や就労意欲を改めて確認
- ・雇用の為に必要な労働条件通知書等の作成支援
- ・採用時の勤務時間や日数の条件調整
- ・職場見学や就労体験の実施（企業及び雇用希望の方が希望する場合）

⑥定着支援

- 企業及び求職者に対して、対面や電話でのヒアリングを実施
- 職場訪問を実施
- 必要に応じて企業と就労者の間に入って調整

⑦求人改善支援

- ・雇用まで至らない場合、求人内容の修正、新たな求人の作成支援を実施

令和4年度の事例紹介

大牟田市・飯塚市にて各市4回ずつ**求職者説明会**実施
91名の方が参加



事例

業種：飲食業 ／ 従業員：7名

業務内容：飲食サービス業であり、フランチャイズチェーン店運営

今回の事業に参加したきっかけ

人手不足に困っており、求人を募集していたが決まらない状況であったため、補助的業務や繁忙時などサポートして貰うことで、人手不足が解消できるのではないかと思った。

事例 これまでの支援

【相談支援】

- ・ 企業に人手不足で困っている業務（ホールスタッフ）を聞き取り、食器引き、食器洗浄、片づけの3つの業務を切り出した。

【求人情報作成支援】

- ・ 切り出した業務に係る企業の採用条件を確認し、求人票を作成
- ・ 長年勤務している高齢者が在籍していることなどをPRポイントとする仕事カタログを作成。

【求人情報提供支援】

面接同行、同席。職場見学の実施

【入社支援】

入社前のヒアリング

【定着支援】

定期的な電話による就業状況の確認。企業と求職者の調整

事例 雇用内容

【雇用内容①】

- 業務内容：ホールでの食器配膳、片づけ
- 週3日（月、水、金、日）
- 4時間勤務（12：00～16：00）
- 被雇用者：70代女性（高齢、病院通院、体力不安あり）

【雇用内容②】

- 業務内容：食器洗い
- 週3日（火、木、土）
- 4時間勤務（12：00～16：00）
- 被雇用者：50代男性
（コロナ後遺症による手足の痺れ、家族介護あり）

事例 雇用企業の感想

- ・スタッフとも打ち解け、しっかりと働いており大変助かっている。
- ・業務に慣れてきたら、業務の幅を広げ、就労時間を増やすことも相談していきたい。
- ・雇用後に、被雇用者に相談したいときは、組合が間に入ってもらえ、定期的な面談でも求職者の意見を拾ってもらえるので、安心できる。

ホームページのご案内



詳しくはこちら↓

https://fesc.jp/omuta_20miman_work/



ホームページのご案内

福岡県就労支援協同組合



飯塚市限定

週20時間未満就労

あなたの働きたいを応援します

働きたいけど働けない方、今の状態から一步踏み出したい方



週20時間未満就労とは？

就労支援モデル事業

働きたい方へ

働いて欲しい企業

説明会のご案内

求人検索

よくある質問

お問い合わせ

詳しくはこちら↓

https://fesc.jp/iizuka_20miman_work/



福岡県就労支援協同組合

◆ 〒810-0041

◆ 住所：福岡市中央区大名2-9-29
第2プリンスビル1008号

◆ TEL：092-406-7697

◆ E-Mail：contact@fesc.jp

◆ 担当者：小島・中島（統括コーディネーター）

